

# 「中間とりまとめ（案）」にいただいたご意見と対応状況

第11回 医師の働き方改革の推進に関する検討会	参考 資料1
令和2年12月14日	

第1-1 地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の対象医療機関の指定に係る枠組み		
ご意見	対応	該当頁
「医師労働時間短縮計画を適宜見直すことが期待される」について、「適宜点検、見直すこととする」など、より積極的な書きぶりとする必要があるのではないか。	○ 年1回の点検と必要な改善を行うことを明記（下線部） 「当該目標ラインを目安に、各医療機関は医師の労働時間の短縮に向けた取組や医師労働時間短縮計画を少なくとも年1回点検し、必要な改善を行う。」	5
連携B水準医師の特定方法について明記されたい。	○ 特定方法について追記 「なお、当該医療機関内でどの医師が副業・兼業によりやむなく長時間労働となるのかについては、予定される副業・兼業の内容を踏まえ、特定する。医療機関は該当する医師に対して追加的健康確保措置を適切に実施するためにも、当該医師が明確となるように管理する必要がある。」	6
カリキュラム制運用に伴う病院側の申請の手間によって、カリキュラム制を利用したいとする医師の妨げとならないよう工夫されたい。	○ カリキュラムとしての指定の申請が予め行える旨を追記 「専門研修プログラム内の医療機関に関して、今後、カリキュラム制で研修を受ける専攻医の受入が想定される場合については、プログラムと併せて、カリキュラムとしての指定の申請を予め行うことができることとする。」	8
大都市圏はC1申請受付が非常に煩雑になると考えられ、体制構築にあたって都道府県の意見を確認されたい。	○ 都道府県における手続きが煩雑とならないような申請方法について検討する旨を追記 「同一プログラム／カリキュラム内に複数医療機関が含まれ、同一医療機関が複数のプログラム／カリキュラムの研修機関となっていることもあり、都市部を中心に、多数の医療機関から、一つの医療機関につき複数のプログラム／カリキュラムに係る指定の申請が行われることが想定されることから、都道府県における手続きが煩雑とならないよう、具体的な申請の方法について、今後検討する。」	8
<臨床研修><専門研修>の項について、「募集前年度実績と想定時間外労働時間を明記し」とあるが、当直回数やその当直が宿日直なのかどうかも含めて明示しておく必要があるのではないか。その点を含め労働負担や研修効果などを判断できるようにしておくことが望ましく、記載追加を検討されたい。	○ 募集において明示する項目を追加（下線部） 「募集前年度実績と想定時間外・休日労働時間、 <u>当直・日直のおおよその回数と宿日直許可の有無</u> を記載し」	9
C-2対象分野の公示における基本的な考え方について、外科的分野が該当するというイメージが先行する。臨床研究の推進や研究・教育業務として集中的に労務を担う場合も対象としなければ、大学病院や臨床研究中核病院の医師にとっては厳しい状況になる。そうした分野も技能向上を目指すものと考えられ、文言の挿入を検討されたい。	○ 分野の公示の基本的な考え方について、一部を例示としての表記へ変更 「例えば、高度で長時間の手術等途中で医師が交代するのが困難であることや、診療上、連続的に診療を同一医師が続けることが求められる分野が考えられる。」	10

第1-1 地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の対象医療機関の指定に係る枠組み		
ご意見	対応	該当頁
<p>特定高度技能育成計画について、どれだけの労働が必要十分かは研修を受ける側は適切に判断できないと思われ、研修を受ける者が全て計画を作成することは困難であり、指導者（学会や医療機関）がある程度の土台となるひな形を作成するのが適切である。</p> <p>また、研修を受ける側が計画を作成をするのであれば、育成計画ではなく研修計画などの名称が適切ではないか。</p>	<p>○ 審査組織が技能の修得に必要なとされる症例数等を示す旨を追記</p> <p>・「審査組織は特定高度技能の特定とあわせて、当該技能の習得に必要なとされる設備、症例数、指導医等、当該技能に関する医療機関の教育研修環境及び特定高度技能研修計画の審査における基準となるものを示す。」</p> <p>・「特定高度技能研修計画については、当該医師のC-2水準の対象分野における特定高度技能の習得が可能なものとなっているか否かを審査組織が判断するため、<u>審査組織が示す習得に必要なとされる症例数、指導医等を参考にしながら</u>、計画期間、経験を行う分野、習得予定の技能、経験予定症例数、手術数、指導者・医療機関の状況、研修、学会、論文発表等学術活動の予定等を記載する。」</p> <p>○ 医療機関内における特定高度研修計画の作成の支援について追記（下線部）</p> <p>「医療機関内においては、医師からの相談を受け付ける体制を構築し、<u>特定高度技能研修計画の作成を支援するとともに</u>、特定高度技能研修計画と実態が乖離するような場合に対応できるようにすることが求められる。」</p> <p>○ 特定高度技能育成計画から特定高度技能研修計画へ名称変更</p>	10・11
<p>特定高度技能研修計画と実態が乖離するような場合について、3年以内に行われる更新の際だけではなく、計画期間中であっても、勤務先医療機関以外に適切に相談に応じられる機関を作るべきではないか。</p>	<p>○ 医師本人が直接、審査組織に相談できる体制を構築する旨を追記（下線部）</p> <p>「また、計画期間中であっても、<u>医師本人が直接、審査組織に相談できる体制を構築し、審査組織に対して計画の取下げを申し出ることを可能とする</u>」。</p>	11
<p>医療機関が特定高度技能育成計画の作成や運用等に関して審査組織に相談できるようにしてほしい。</p>	<p>○ 医療機関が審査組織に相談することができる旨を追記</p> <p>「医療機関が特定高度技能研修計画の作成や運用等に関して審査組織に相談することもできることとする。」</p>	11
<p>審査組織について、評価評価機能同様にタイムスケジュールを示されたい。</p>	<p>○ タイムスケジュールについて追記</p> <p>「2024年4月に向けては、医療機関の研修環境及び特定高度技能研修計画の個別審査に先立ち、特定高度技能の特定を行う必要がある。2021年度中には当該技能の特定を開始し、その後、2022年度中には医療機関の研修環境及び特定高度技能研修計画の個別審査を開始する。2024年度以降は、初回審査に加え、医療機関は3年に1回、特定高度技能研修計画は計画期間（3年以内）に応じて、更新に係る審査を実施する。」</p>	12
<p>B・連携B水準、C水準の対象医療機関の指定については3年ごとと明記されているが、医師個人への適用について、どのようなスパンで運用されていくのか、記載をいただきたい。</p>	<p>○ 医療機関の指定期間と個人への適用期間の違いについて追記</p> <p>「なお、医師個人については、医療機関がB・連携B・C水準の対象医療機関として指定される事由に係る業務に従事する期間のみ当該水準が適用される。C-1水準では、臨床研修プログラム又は専門研修プログラム／カリキュラムの研修期間、C-2水準では特定高度技能研修計画の有効期間において当該水準が適用される。」</p>	12
<p>連続勤務時間制限について、労働基準法上の宿日直許可を受けている場合を除き～、の箇所に、昨年7月の新たな宿日直許可基準の引用（脚注）を掲載すると、より分かりやすくなるのではないか。</p>	<p>○ 脚注追加</p>	13

第1-2 地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の対象医療機関の指定に係る枠組み		
ご意見	対応	該当頁
履行確保にあたり、職場の労使で構成される場を活用し、より日常的に追加的健康確保措置の履行を労使で確認、徹底する観点を盛り込んでいただきたい。	○ 労使間で定期的確認をする旨追記 「追加的健康確保措置の実施に関しては、年に1回の医師労働時間短縮計画の策定時に医師を含む各職種が参加する合議体で確認されるとともに、3年に1回の評価機能の評価受審時にも確認されることとなる。加えて、衛生委員会や院内の働き方改革検討委員会等の場で定期的確認を行うことが望ましい。」	16
第1-4 複数医療機関に勤務する医師に係る取扱い		
ご意見	対応	該当頁
移動時間を無視したインターバルや連続勤務時間制限の運用はあってはならず、配慮する必要がある。大臣指針のみならず、取りまとめの中にも何らかの形で記載されたい。	○ 移動時間の配慮について追記 「副業・兼業先との間の往復の移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、通常、労働時間に該当しないが、遠距離の自動車の運転等で休息がとれないことも想定されることから、別に休息の時間が確保できるよう、十分な勤務間インターバルを確保するなどの配慮が必要である。」	19
自院と副業・兼業先との間の協力関係の在り方や要請の具体的な例について、時短計画策定ガイドラインを参照するよう記載し、当該ガイドラインには、具体的にどのように協力要請をするのか例示するなど工夫されたい。	○ 協力要請の内容について追記（医師労働時間短縮計画策定ガイドラインにも追記） 「具体的には、副業・兼業先における宿日直許可の取得、円滑な引継ぎ等によりできる限り予定していた時間内の勤務となるような配慮、派遣する医師が長時間労働となっている場合の医師の変更の受入等の協力を要請することが考えられる。」	22
B水準から連携B水準を目指すということも、通過点として考え得るということを明示いただきたい。	○ B水準から連携B水準への移行について追記 「また、自院における時間外・休日労働が年960時間を超えるB水準の対象医療機関については、地域医療の確保の観点から、まずは自院における時間外・休日労働が960時間以内となるよう労働時間短縮に取り組み、連携B水準への移行を経て、A水準を目指すことも考えられる。」	22
派遣先の引き上げが第一選択とならないよう、まず自院から960時間を目指すという時短計画を作成するよう、明記いただきたい。	○ 地域医療提供体制への配慮について追記	
安易に兼業先の勤務を禁止することにより労働時間短縮を達成することがない様、地域医療の確保に配慮すること、という文言を追加されたい。	「医師を派遣している医療機関は、地域医療提供体制への影響に配慮しながら医師の労働時間の短縮に取り組むべきであり、特に、連携B水準の対象医療機関がA水準の対象医療機関に移行を目指す場合においては、医師の派遣を受けている医療機関が地域において果たしている役割等に十分に留意すべきである。」	
B水準の医療機関においては、中間目標として、連携B水準を目指すことも有効な方法である、という表記を追加されたい。		
地域医療提供体制への影響について、2024年4年の制度が円滑にスタートするよう、それ以前から検討をするという書きぶりにしていただきたい。	○ 制度開始以前から検討をする形に修正（下線部） 検討会において、 <u>2024年4月の時間外労働の上限規制の適用に向けて</u> 、医師の派遣縮小等による地域医療提供体制への影響に関して、各地域で確認を行うような枠組みを設けておく必要があるのではないかと意見があった。このため、都道府県がB・連携B・C水準の対象医療機関の指定に当たって、都道府県に設置された都道府県医療審議会の意見を聴取することとしていることを踏まえ、上限規制の適用による地域医療提供体制への影響についても、都道府県医療審議会でも審議することとする。なお、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等において行うことが想定される。	22

第1-4 複数医療機関に勤務する医師に係る取扱い		
ご意見	対応	該当頁
地域医療構想、医師偏在対策が県単位の対策となる一方、県をまたいで行っている兼業も多く、そうした実態を踏まえ、広域で検討をする視点を含めていただきたい。	○ 広域で協議を行う必要性について追記 「なお、県境を越えた医師派遣によって他都道府県に所在する複数医療機関に勤務する医師がいることも踏まえ、地域医療提供体制の影響については、都道府県単位にとどまらず、より広域で協議を行うことも必要である。」	22
派遣先からの引き上げが検討される際は、調整会議等に報告をする仕組みとするなど、チェック機能の設定を検討されたい。	○ 報告・相談できる仕組みについて追記 「各地域において、派遣先の医療機関が、医師派遣の縮小等により診療体制の維持が困難となるような場合に、地域医療支援センターや医療勤務環境改善支援センターに報告・相談し、各センター等が対策を講じる仕組みを設けることも考えられる。」	23
第1-5 評価機能に係る枠組み		
ご意見	対応	該当頁
受審手数料が医療機関に過大な負担とならないよう、検討いただきたい。	○ 手数料の医療機関への配慮について追記（下線部）※審査組織についても同様 「評価機能の財政的な自律性の観点から、評価を受審する際に手数料を医療機関より徴収することを原則とし、その金額については、評価機能の業務の性質や評価に当たって実際に想定されるコストや他の機関の例も踏まえつつ、 <u>必要な申請が適切に行われるよう医療機関に過大な負担とならないよう、今後検討する</u> 」	26
第1-6 医師の労働時間短縮等に関する大臣指針		
ご意見	対応	該当頁
連携B水準について、地域医療を守る観点から、より慎重に検討、判断をお願いしたい。	○ 慎重に検討を行う旨追記 「連携B水準については、地域医療提供体制の確保の観点から、特に丁寧に実態を踏まえて検討を行い、地域医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を着実に進めるために、引き続き、必要な支援を行うこととする。」	28
「B水準終了年限」は、「B水準終了目標年限」であるべきではないか。	○ 「終了年限の目標である」と記載変更	28
第2 医師の時間外労働の実態把握		
ご意見	対応	該当頁
長時間労働により、当直明けも働いている医師の医療の質の低下が明らかに懸念される。それによって患者に提供される医療の質も低下するということを、医師自身が自覚する必要がある旨を追記いただきたい。	○ 長時間労働により、提供する医療の質や安全の低下につながる旨を追記 「医師は、 <u>長時間労働による疲労蓄積や睡眠負債が提供する医療の質や安全の低下につながることを踏まえ、自らの健康を確保することが、自身にとっても、また医療機関全体としてより良質かつ適切な医療を提供する上でも重要であることを自覚し、その認識の下に自らの業務内容や業務体制の見直し等を行い、働き方の改革に自主的に取り組むこと。</u> 」	30
2035年度末のB・連携B水準廃止を達成するため、途中段階の2030年などで規制水準引き下げの着実な実施を目指すといった趣旨の記載追加を検討されたい。	○ 中長期的に検証を行う旨追記 「地域医療確保暫定特例水準における時間外労働の上限は引き続き1,860時間とするが、2024年4月以降、実態調査等を踏まえた段階的な見直しの検討を行いつつ、必要な引下げを実施する。集中的技能向上水準については、研修及び医療の質を低下させずに効率的な研修を実現していくことによって技能向上に要する時間の短縮が図られる可能性もあり、将来的な縮減を志向しつつ、医師労働時間短縮計画において把握される実績等も踏まえ、研修及び医療の質の評価とともに中長期的に検証していく必要がある。」	31

第3 今後の検討事項		
ご意見	対応	該当頁
C-2の具体的な内容（対象となる分野や審査組織など）が依然不明瞭であり、検討が必要であるとの文言があると良いのではないかと。	○ 検討を要する旨追記 「厚生労働省が公示する分野や審査組織における審査方法、審査基準等の具体的な内容について検討が必要である。」	32
大学病院における働き方改革について、厚労省のみならず、文科省も交えた検討の場の立ち上げについて、明記をいただきたい。	○ 検討の場を設ける旨追記（下線部） 「特に労働時間が長い大学病院は、地域医療確保の観点で重要な役割を担っているとともに、医学および医療の発展のための研究や医学生と若手医師に対する教育等、診療以外においても重要な役割を担っている。大学病院では、診療、研究、教育を同じ医師が担うことが多く、労働時間の短縮が診療のみならず、研究や教育にも大きな影響を与える可能性があることから、特に大学病院における働き方改革の特有の課題については、今後、 <u>文部科学省と厚生労働省が連携して検討の場を設ける必要がある。</u> 」	32
(3)について、働き方改革においては、医師個人の意識改革と行動変容が非常に重要であることを強調されたい。	○ 意識改革と行動変容の重要性について追記 「医師の働き方改革を進めるためには、行政をはじめとする様々な立場からの取組が不可欠であり、各関係者の意識改革や行動変容を促していく必要がある。そのためには、まず、医師の働き方改革に関する検討の状況や今後の見通し等について情報発信を行い、周知することが重要である。特に、当事者である医師に対しては、多忙であるがゆえに情報が届きにくい傾向があり、効果的な情報発信・周知の方策について検討が必要である。」  「特に、医師自身が、自らの働き方が改善していくことへの希望と、改善していこうという意識を持つことができる環境を作らなければ、現場の改革は進まない。とりわけ、強い使命感の下に医の道を志し、地域の医療を支えている医師たちが、望まない形でその道を閉ざされることのないよう、1人1人の医師に、本検討会の議論の成果を伝えていかなければならない。」	33・34
第4 おわりに		
ご意見	対応	該当頁
年960時間以内達成のために兼業先に働きかけていただく、その後に地域医療提供体制を考えるとこの順序ではなく、まずは地域として地域医療提供体制を整理するという、この順序を間違えないようにしていただきたい。	○ 地域医療構想と医師偏在対策の推進、及び行政の関与について追記 「ただし、医師の働き方改革は、労働時間の上限規制のみで完結するものではない。地域医療構想と医師偏在対策の推進、医療を受ける国民の理解に基づく上手な医療のかかり方の促進の他、「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」で定められることを、行政、地域の医療関係者、医療機関、医師、国民がそれぞれの立場で、ことなる各関係者の役割分担に基づき、1人1人の医師の過重な負担を軽減し、医師の働き方改革を推進していくことが何よりも重要である。」	34
国の関与を含めた記載を追加いただきたい。	「連携B水準も含め、地域医療確保暫定特例水準は2035年度末の解消を目指していくが、地域医療構想の推進や医師の偏在対策等の医療提供体制改革を、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会等における協議等を通じて進めることにより、各地域で医師の長時間労働の必要性が解消され、地域医療確保暫定特例水準の解消につながることを期待される。それと同時に、各医療機関において、まずは自院での年960時間以内の時間外・休日労働を達成できるよう取り組んでいただくとともに、副業・兼業先も含めた年960時間以内の達成に向け、可能な限り副業・兼業先にも働きかけていただくこととなる。」	5